

	こ成事第481号
	令和5年9月7日
第一次改正	こ成事第558号
	令和5年12月18日
第二次改正	こ成事第11号
	令和6年1月25日
第三次改正	こ成事第77号
	令和6年2月21日
第四次改正	こ成事第425号
	令和6年5月21日
第五次改正	こ成事第639号
	令和6年9月12日
第六次改正	こ成事第768号
	令和6年12月24日
第七次改正	こ成事第169号
	令和7年4月3日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令41号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号）の別紙に定める利用者支援事業

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（令和6年4月1日こ成保第225号）の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（令和6年4月23日こ成保第256号、6文科初第277号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和6年4月25日こ成保第261号、6文科初第298号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

(6) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第103号）の別紙に定める子育て短期支援事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第32号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(8) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」（令和6年3月28日こ支虐第88号）の別紙に定める養育支援訪問事業

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第34号）の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 子育て世帯訪問支援事業

「子育て世帯訪問支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第104号）の別紙に定める子育て世帯訪問支援事業

(11) 児童育成支援拠点事業

「児童育成支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第105号）の別紙に定める児童育成支援拠点事業

(12) 親子関係形成支援事業

「親子関係形成支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第106号）の別紙に定める親子関係形成支援事業

(13) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第113号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(14) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号）の別紙に定める一時預かり事業

(15) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号）の別紙に定める病児保育事業

(16) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（令和6年3月30日こ成環第120号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(17) 産後ケア事業

「産後ケア事業の実施について」（令和7年3月26日こ成母第228号）の別紙に定める産後ケア事業

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について」（令和7年3月31日こ成保第257号）の別紙に定める乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（交付額の算定方法）

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- （1）第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）第2欄の各区分ごとに、（1）により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（交付の条件）

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- （1）交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- （2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （6）地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- （7）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （8）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに地方厚生（支）局長

に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、地方厚生（支）局長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- （９）この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- （１０）市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して（１）から（９）までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、（２）、（３）、（４）、（５）、（６）及び（８）中「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と、（６）及び（８）中「国庫」とあるのは「市町村」と、（５）及び（９）中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

（申請手続）

第６条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- （１）市町村長は、別紙様式２による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- （２）都道府県知事は、市町村から（１）の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式３と併せて別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更交付申請）

第７条 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

（交付決定）

第８条 地方厚生（支）局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

- 2 都道府県知事は地方厚生（支）局長の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

（交付金の概算払）

第9条 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- （1）市町村長は、毎年4月10日（第5条の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- （2）都道府県知事は、市町村から（1）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて毎年4月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（額の確定）

第11条 都道府県知事は地方厚生（支）局長の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

（交付金の返還）

第12条 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

		(6) 災害特例型 ア 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額（児童1人当たり月額） ※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。 イ 利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等に、本事業を利用する児童（児童1人当たり日額） 1, 600円 ウ ア、イ以外の児童（児童1人当たり日額） 4, 650円 2 開設準備経費（1か所当たり年額） (1) 改修費等 4, 000, 000円 (2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600, 000円 ※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。 ※ (1)は災害特例型を除く。 ※ (2)は一般型に限る。		
	一時預かり事業（その他分）	1 運営費の事務経費加算（一般型に限る） 2, 670, 000円	一時預かり事業の実施に必要な費用	
病児保育事業	病児保育事業（特定分、一	1 病児対応型 (1) 基本分 1か所当たり年額 8, 808, 000円 うち改善分 2, 538, 000円 ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等へ	病児保育事業の実施に必要な	

般分・事業費)	の情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること	な経費																																																																
	(2) 加算分																																																																	
	ア 年間延べ利用児童数に応じた加算																																																																	
	<table><tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額 (1か所当たり年額)</th></tr><tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,130,000円</td></tr><tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,695,000円</td></tr><tr><td>150人以上200人未満</td><td>2,260,000円</td></tr><tr><td>200人以上300人未満</td><td>3,390,000円</td></tr><tr><td>300人以上400人未満</td><td>4,520,000円</td></tr><tr><td>400人以上500人未満</td><td>5,650,000円</td></tr><tr><td>500人以上600人未満</td><td>6,780,000円</td></tr><tr><td>600人以上700人未満</td><td>7,910,000円</td></tr><tr><td>700人以上800人未満</td><td>9,040,000円</td></tr><tr><td>800人以上900人未満</td><td>10,170,000円</td></tr><tr><td>900人以上1,000人未満</td><td>11,300,000円</td></tr><tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td>12,430,000円</td></tr><tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td>13,560,000円</td></tr><tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td>14,690,000円</td></tr><tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td>15,820,000円</td></tr><tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td>16,950,000円</td></tr><tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td>18,080,000円</td></tr><tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td>19,210,000円</td></tr><tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td>20,340,000円</td></tr><tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td>21,470,000円</td></tr><tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td>22,600,000円</td></tr><tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>23,540,000円</td></tr><tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>25,680,000円</td></tr><tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>27,820,000円</td></tr><tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>29,960,000円</td></tr><tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>32,100,000円</td></tr><tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>32,640,000円</td></tr><tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>34,680,000円</td></tr><tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>36,720,000円</td></tr><tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>38,760,000円</td></tr><tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>40,800,000円</td></tr></table>		年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	50人以上100人未満	1,130,000円	100人以上150人未満	1,695,000円	150人以上200人未満	2,260,000円	200人以上300人未満	3,390,000円	300人以上400人未満	4,520,000円	400人以上500人未満	5,650,000円	500人以上600人未満	6,780,000円	600人以上700人未満	7,910,000円	700人以上800人未満	9,040,000円	800人以上900人未満	10,170,000円	900人以上1,000人未満	11,300,000円	1,000人以上1,100人未満	12,430,000円	1,100人以上1,200人未満	13,560,000円	1,200人以上1,300人未満	14,690,000円	1,300人以上1,400人未満	15,820,000円	1,400人以上1,500人未満	16,950,000円	1,500人以上1,600人未満	18,080,000円	1,600人以上1,700人未満	19,210,000円	1,700人以上1,800人未満	20,340,000円	1,800人以上1,900人未満	21,470,000円	1,900人以上2,000人未満	22,600,000円	2,000人以上2,200人未満	23,540,000円	2,200人以上2,400人未満	25,680,000円	2,400人以上2,600人未満	27,820,000円	2,600人以上2,800人未満	29,960,000円	2,800人以上3,000人未満	32,100,000円	3,000人以上3,200人未満	32,640,000円	3,200人以上3,400人未満	34,680,000円	3,400人以上3,600人未満	36,720,000円	3,600人以上3,800人未満	38,760,000円	3,800人以上4,000人未満	40,800,000円
	年間延べ利用児童数		基準額 (1か所当たり年額)																																																															
	50人以上100人未満		1,130,000円																																																															
	100人以上150人未満		1,695,000円																																																															
	150人以上200人未満		2,260,000円																																																															
	200人以上300人未満		3,390,000円																																																															
	300人以上400人未満		4,520,000円																																																															
	400人以上500人未満		5,650,000円																																																															
	500人以上600人未満		6,780,000円																																																															
	600人以上700人未満		7,910,000円																																																															
	700人以上800人未満		9,040,000円																																																															
	800人以上900人未満		10,170,000円																																																															
	900人以上1,000人未満		11,300,000円																																																															
	1,000人以上1,100人未満		12,430,000円																																																															
	1,100人以上1,200人未満		13,560,000円																																																															
	1,200人以上1,300人未満		14,690,000円																																																															
	1,300人以上1,400人未満		15,820,000円																																																															
	1,400人以上1,500人未満		16,950,000円																																																															
	1,500人以上1,600人未満		18,080,000円																																																															
	1,600人以上1,700人未満		19,210,000円																																																															
	1,700人以上1,800人未満		20,340,000円																																																															
	1,800人以上1,900人未満		21,470,000円																																																															
	1,900人以上2,000人未満		22,600,000円																																																															
	2,000人以上2,200人未満		23,540,000円																																																															
	2,200人以上2,400人未満		25,680,000円																																																															
	2,400人以上2,600人未満		27,820,000円																																																															
	2,600人以上2,800人未満		29,960,000円																																																															
2,800人以上3,000人未満	32,100,000円																																																																	
3,000人以上3,200人未満	32,640,000円																																																																	
3,200人以上3,400人未満	34,680,000円																																																																	
3,400人以上3,600人未満	36,720,000円																																																																	
3,600人以上3,800人未満	38,760,000円																																																																	
3,800人以上4,000人未満	40,800,000円																																																																	

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費

1 か所当たり年額 3,634,000円

エ 研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）

職員1人当たり年額 18,000円

オ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
（1）25回以上 50回未満	247,900円
（2）50回以上 100回未満	502,500円
（3）100回以上 150回未満	670,000円
（4）150回以上	1,005,000円

カ 感染症対応加算 1 か所当たり年額 1,300,000円

（3）普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

（1）基本分 1 か所当たり年額 6,338,000円

うち改善分 2,225,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

（2）加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 （1か所当たり年額）
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	1,593,300円
150人以上200人未満	2,124,400円
200人以上300人未満	3,186,600円
300人以上400人未満	4,248,800円
400人以上500人未満	5,311,000円
500人以上600人未満	6,373,200円

			600人以上700人未満	7, 435, 400円		
			700人以上800人未満	8, 497, 600円		
			800人以上900人未満	9, 559, 800円		
			900人以上1, 000人未満	10, 622, 000円		
			1, 000人以上1, 100人未満	11, 684, 200円		
			1, 100人以上1, 200人未満	12, 746, 400円		
			1, 200人以上1, 300人未満	13, 808, 600円		
			1, 300人以上1, 400人未満	14, 870, 800円		
			1, 400人以上1, 500人未満	15, 933, 000円		
			1, 500人以上1, 600人未満	16, 995, 200円		
			1, 600人以上1, 700人未満	18, 057, 400円		
			1, 700人以上1, 800人未満	19, 119, 600円		
			1, 800人以上1, 900人未満	20, 181, 800円		
			1, 900人以上2, 000人未満	21, 244, 000円		
			2, 000人以上2, 200人未満	22, 127, 600円		
			2, 200人以上2, 400人未満	24, 139, 200円		
			2, 400人以上2, 600人未満	26, 150, 800円		
			2, 600人以上2, 800人未満	28, 162, 400円		
			2, 800人以上3, 000人未満	30, 174, 000円		
			3, 000人以上3, 200人未満	30, 681, 600円		
			3, 200人以上3, 400人未満	32, 599, 200円		
			3, 400人以上3, 600人未満	34, 516, 800円		
			3, 600人以上3, 800人未満	36, 434, 400円		
			3, 800人以上4, 000人未満	38, 352, 000円		
			※4, 000人以上の場合は別途協議			
		イ	送迎対応を行う看護師等雇上費			
			1 か所当たり年額	5, 400, 000円		
		ウ	送迎経費 1 か所当たり年額			
				3, 634, 000円		
		エ	研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）			
			職員 1 人当たり年額	18, 000円		
		オ	当日キャンセル対応加算			
			年間キャンセル回数	基準額（1 か所当たり年額）		
			（1）25 回以上 50 回未満	247, 900 円		
			（2）50 回以上 100 回未満	502, 500 円		
			（3）100 回以上 150 回未満	670, 000 円		
			（4）150 回以上	1, 005, 000 円		
		カ	感染症対応加算	1 か所当たり年額	1, 300, 000円	

	(3) 普及定着促進費（開設準備経費） ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円 ※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。 3 体調不良児対応型 (1) 基本分 1 か所当たり年額 4,794,000円 （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,397,000円） ※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合 (2) 加算分 ア 送迎対応を行う看護師等雇上費 1 か所当たり年額 5,400,000円 イ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,634,000円 ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円 (3) 改善分 1 か所当たり年額 4,496,000円 （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,248,000円） ※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合 4 非施設型（訪問型）（1 か所当たり年額） 7,280,000円 （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 3,640,000円）	
病児保育（特定分・低所得者減免加算）	1 低所得者減免分加算（病児対応型） (1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員 (2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市	病児保育事業の実施に必要な経費

		町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。 2 低所得者減免分加算（病後児対応型） （１）生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員 （２）市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。																																	
子育て 援助活動支援事業（ファミリー・ト・センター事業）	子育て 援助活動支援事業（ファミリー・ト・センター事業）	1 運営費（1市町村当たり年額） （１）基本事業 ア 基本分 <table><tr><th>会員数</th><th>基準額</th></tr><tr><td>20人～ 49人</td><td>1,000,000円</td></tr><tr><td>50人～ 99人</td><td>1,800,000円</td></tr><tr><td>100人～ 299人</td><td>2,000,000円</td></tr><tr><td>300人～ 599人</td><td>2,800,000円</td></tr><tr><td>600人～ 999人</td><td>4,000,000円</td></tr><tr><td>1,000人～1,499人</td><td>8,100,000円</td></tr><tr><td>1,500人～1,999人</td><td>12,100,000円</td></tr><tr><td>2,000人～2,999人</td><td>16,200,000円</td></tr><tr><td>3,000人～3,999人</td><td>20,200,000円</td></tr><tr><td>4,000人～4,999人</td><td>22,200,000円</td></tr><tr><td>5,000人～5,999人</td><td>24,300,000円</td></tr><tr><td>6,000人～6,999人</td><td>26,300,000円</td></tr><tr><td>7,000人～7,999人</td><td>28,300,000円</td></tr><tr><td>8,000人～8,999人</td><td>30,300,000円</td></tr><tr><td>9,000人以上</td><td>32,400,000円</td></tr></table> イ 加算分 （ア）支部の設置か所数に応じた加算 ・ 10か所以上 10,100,000円 ・ 10か所未満 支部数×1,000,000円	会員数	基準額	20人～ 49人	1,000,000円	50人～ 99人	1,800,000円	100人～ 299人	2,000,000円	300人～ 599人	2,800,000円	600人～ 999人	4,000,000円	1,000人～1,499人	8,100,000円	1,500人～1,999人	12,100,000円	2,000人～2,999人	16,200,000円	3,000人～3,999人	20,200,000円	4,000人～4,999人	22,200,000円	5,000人～5,999人	24,300,000円	6,000人～6,999人	26,300,000円	7,000人～7,999人	28,300,000円	8,000人～8,999人	30,300,000円	9,000人以上	32,400,000円	子育て 援助活動支援事業（ファミリー・ト・センター事業）の実施に必要な経費
会員数	基準額																																		
20人～ 49人	1,000,000円																																		
50人～ 99人	1,800,000円																																		
100人～ 299人	2,000,000円																																		
300人～ 599人	2,800,000円																																		
600人～ 999人	4,000,000円																																		
1,000人～1,499人	8,100,000円																																		
1,500人～1,999人	12,100,000円																																		
2,000人～2,999人	16,200,000円																																		
3,000人～3,999人	20,200,000円																																		
4,000人～4,999人	22,200,000円																																		
5,000人～5,999人	24,300,000円																																		
6,000人～6,999人	26,300,000円																																		
7,000人～7,999人	28,300,000円																																		
8,000人～8,999人	30,300,000円																																		
9,000人以上	32,400,000円																																		